

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について（案）等に対する意見募集の結果について

令和4年3月16日
原子力規制庁

1. 概要

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について（案）等について、意見募集を実施しました。

期 間： 令和4年1月19日から同年2月18日まで（30日間）

対 象： ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について（案）
・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）の制定について（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果

○御意見数：6件*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

提出意見とこれに対する考え方

- 1 別表一（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令） 新旧対照表）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	2ページの改正後欄の下線部分の2行目「提出」は「報告」のほうがよい。同3ページの改正後欄の下線部分の3行目の「報告」と同様に。	御指摘を踏まえ、当該部分の表現「報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。」を見直し、「 <u>委員会に報告するものとする。</u> 」と修正します。 他の訓令にある同様の記載も、上記のように修正します。

- 2 別表四（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令） 新旧対照表）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	「安全上重要な機器等に属する機器等については、使用前確認証の交付を受けたものを対象とする。」とありますが、廃止措置対象施設においては、「安全上重要な機器等に属する機器等」は「性能維持施設」を意味すると考えます。しかし、廃止措置対象施設においては性能維持施設すべてが使用前確認証の交付を受けているわけではありません。そのため、	廃止措置段階における性能維持施設の設置又は改造を行う場合においては、設計及び工事の方法の認可は原則不要となっており、廃止措置計画の中で工事や性能確認試験の内容を定めることとなります。したがって、御指摘のように性能維持施設によっては、使用前検査確認証の交付を受けないものもあり得ます。

当該記載を「運転中の試験研究用等原子炉施設の安全上重要な機器等に属する機器等については、使用前確認証の交付を受けたものを対象とする。廃止措置対象施設については性能維持施設を対象とする。」としてはいかがでしょうか。

このため、該当する改正部分（「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）」（以下「試験炉報告基準解釈」という。）第三号3. ①）は「安全上重要な機器等に属する機器等については、使用開始から報告対象となる。」と修正します。

また同趣旨の修正を「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）」にも加えます。

なお、試験炉報告基準解釈の改正案第三号2. ①にあるように、「安全上重要な機器等」とは、「定期事業者検査の対象となっている機器等」と定義しています。また、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の11の規定等に基づき、性能維持施設に属する機器等は定期事業者検査の対象です。したがって、性能維持施設は法令報告の対象としています。

（※「試験炉報告基準解釈」の略称は、以下この別紙にて用います。）

3 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	2ページの2. の8行目「提出」は「報告」のほうがよい。同17行目の「報告」と同様に。	御指摘を踏まえ、当該部分の表現「報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。」を見直し、「 <u>委員会に報告するものとする。</u> 」と修正します。 他の訓令にある同様の記載も、上記のように修正します。
2	2ページの2. の文末の「なお書き」について：「委員会に対する報告」は「直ちに報告」と「遅滞なく報告」のどちらを指しているのか？ どちらであるにせよ、被規制者は法令報告を最優先で行うべきであり、任意で行う公表が法令報告に先んじることがあってはならないと考える。	「なお書き」の「委員会に対する報告」は法令報告事象が発生した旨の「直ちに報告」と法令報告事象の原因・再発防止対策等を含む「遅滞なく報告」を指しています。 原子力規制委員会規則では、それぞれの報告を所定のタイミングで報告することを原子力事業者等に求めています。これらの法令報告と、原子力事業者等による公表の前後関係については要求していません。
3	3ページの一の2. の3行目「如何」は「いかん」のほうがよい。新「公用文作成の要領（仮）」解説（案）（令和3年12月文化審議会国語分科会）の「常用漢字表に使える漢字があっても仮名で書く場合」に当たるから。	ご指摘及び「公用文作成の考え方（建議）（付）「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」解説（令和4年1月7日文化審議会）」を踏まえ、「いかん」に修正します。 また、今回の他の訓令の改正案で同様に「如何」としている部分は「いかん」と修正します。
4	3ページの二の1. の1行目「一般公衆」は「公衆」の	御指摘及び法令では「一般公衆」よりも「公衆」が広く使

	<p>ほうがよい。実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第32条第1項等の例と同様に。</p>	<p>われている状況を踏まえ、「公衆」に修正します。</p>
<p>5</p>	<p>3ページのニの1. の1行目「法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所で行われるもの」について： 工場又は事業所の外（本邦外も含む。）における核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の運搬については、原子炉等規制法第59条、第59条の2、第62条の3、第64条の規定により核燃料物質等の管理が行われていると理解しているが、この「法」は何を指しているのか？</p>	<p>御指摘の「法」は原子炉等規制法を指しています（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）2ページ目1. 参照）。</p> <p>なお、御指摘の文章における「法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所」とは、原子力施設の外（サイト外）を意味しています。</p>
<p>6</p>	<p>核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、外運搬報告基準第1号に該当しないのか。</p> <p>加えて外運搬報告基準第1号に該当せずとも他の基準に照らして抵触する事項はあるか。</p>	<p>核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）第25条第1号には該当しません。</p> <p>なお、核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明の扱いについては、今後の検討課題とします。</p> <p>核燃料物質によって汚染された物の漏洩、核燃料物質によって汚染された物の外運搬に関する人の障害等が発生した場合は、外運搬規則第25条第2号、第3号に該当すること</p>

外運搬報告基準第3号解釈の事業所外運搬上の支障を生じないものの具体的例示を示されたい。

例えば、車両運搬中の交通事故において、傷病者（当該車両、周辺車両、歩行者等）が発生した場合は、核燃料物質等の運搬に関し人の障害が発生したと言えるが、交通事故自体に関しては道路交通法によって規制されるものであり、その原因究明並びに再発防止対策においても、基本的には通常の車両と変わらず、二重規制のように見受けられる。

従って外運搬報告基準第3号の意図する目的を明らかにされた上で、上記の例示に対する回答のほか、具体的な対象及び対象外の例示を示されたい。

となります。

外運搬規則第25条第3号の報告対象から除かれる軽微なものとは、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）」の当該号に関する説明の中で、「放射線障害以外の人の障害であって事業所外運搬上の支障を生じないもの」と説明しています。事業所外運搬に関する法令報告の対象となる事象がこれまで発生しておらず、具体的な事例はありませんが、御指摘の「事業所外運搬上の支障を生じないもの」としては、例えば、人の障害であっても、当初の事業所外運搬の計画に大幅な変更が生じないものが該当すると考えられます。

本号の目的は、原子力安全の観点から、事業所外運搬に関する人の障害について、原因究明及び再発防止対策の実施を確実なものにするために原子力事業者等からの報告を求め、道路交通法とは別の観点からの規制です。

4 その他関連する御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	<p>本案に賛成である。電力需要を賄うため原子力は必須である。</p>	<p>—</p>
2	<p>「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）」において、今回の改正には含まれておりませんが、「2 報告基準の各号について」の第3号の「2. 語句・文章の解釈」の2において、「試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき」炉心の冷却、試験研究用等原子炉の緊急停止、放射性物質の閉じ込め等の機能が維持されていないと認められたときをいう。」との記載があります。また、改正後の同号の「3. 運用上の留意点」の3では、「試験研究用等原子炉の運転中又は停止中にかかわらず、安全上重要な機器等の機能が維持されていないときに適用される。」との記載があります。「2. 語句・文章の解釈」の2の記載について、炉心の冷却や炉の緊急停止に関する記載があることから、運転中の炉に求められる機能の維持であると解釈できますが、一方で「3. 運用上の留意点」の3では運転中</p>	<p>試験研究炉用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能である炉心の冷却、試験研究用等原子炉の緊急停止、放射性物質の閉じ込め等の機能については、施設の停止中であっても、適切に維持される必要があります。そのため、試験研究用等原子炉施設の運転中又は停止中にかかわらず、該当する事象が発生した際は報告することが必要になるものであるため、記載はそのままとします。</p>

	<p>のみならず停止中における機能の維持を要求しているため、これとの整合を図る場合は「2. 語句・文章の解釈」の2は停止中も含む機能の維持を求めているとも読み取れます。「2. 語句・文章の解釈」の2が運転中のみの機能の維持を求めているのであれば、「3. 運用上の留意点」の3の記載と矛盾しているため、「3. 運用上の留意点」の3を削除すべきと考えます。</p>	
3	<p>今回の改定案の直接的な部分ではありませんが、運用に当たって重要と考えるので、「安全上重要な機器等」の定義（安全機能を有する「安全施設」か、それとも「安全施設のうち重要な施設（重要安全施設）」のどちらか）について確認させて下さい。</p> <p>改定案『「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物」（以下「安全上重要な機器等」という。）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第29条第1項の定期事業者検査の対象となっている機器等とする。』に関し、「定期事業者検査の対象となっている機器等」については、令和元年11月6日の原子力規制庁と事業者との面談において、「施設</p>	<p>御指摘の試験炉報告基準解釈で定義される「安全上重要な機器等」は、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」で定義されている「安全上重要な施設」及び「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」で定義される「安全施設」、「重要安全施設」と異なるものであるため、記載はそのままとします。</p>

の構造や状態がほとんど変わらないものなどであっても、全く検査をせずに日常的な点検や巡視などだけで良いということではなく、巡視点検等が基準《注：各事業施設の技術基準に関する規則》に照らして適切に実施されていることを検査部門で確認することが必要である。《中略》検査単位を大きくまとめたり、記録確認検査での抜き取り率を適切に設定するなどの工夫を各事業者の実情に応じて検討し、認識共有を図ることが重要である。」旨の行政指導を受けています。

(<https://www2.nsr.go.jp/data/000290794.pdf>)

つまり、「定期事業者検査の対象となっている機器等」とは、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第1条第2項第4号の「安全上重要な施設」（これは「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第2条第2項第30号の「安全施設（安全機能を有する施設）」に相当します。）であって、「グレーデッドアプローチ対応に関する行政指導（平成28年6月15日：<https://www2.nsr.go.jp/data/000155435.pdf>）」の「安全上重要な施設（発生事故当たり公衆被ばく線量が5mSvを超えるもの）」（これは「試験研究の用に供する原子炉等の位置、

	<p>構造及び設備の基準に関する規則」第2条第2項第31号の「重要安全施設」に相当します。)ではない、と理解しております。</p> <p>これまで使われていた、よく似た意味の「安全上重要な施設(機器等)」との違いで混乱しておりますが、誤解ないようにするために、「安全上重要な機器等」ではなく「安全施設」を用いてはいかがでしょうか。</p>	
4	<p>「核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について(訓令)」において、今回の改正には含まれておりませんが、以下の箇所にて脱字と思われる箇所があるため、今回の改正に合わせて見直すべきと考えます。</p> <p>・「2報告基準の各号について」の第3号の「3. 運用上の留意点」の1に“本号は、法第52条又は法第55条に基づく申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)において、閉じ込めの機能等の安全上の機能を有している設備)において、・・・”という記載があるが、2番目の“)”に対応する“(”がない。</p>	<p>御指摘の“)”は誤記による不要なものですので、御指摘を踏まえ削除します。</p>
5	<p>使用施設等の故障、再処理施設の故障は定義が曖昧ではな</p>	<p>使用施設等の故障、再処理施設の故障については、それぞ</p>

	<p>いでしょうか。</p> <p>施設に関するもの全てではないと思います。具体的に想定しているのは何なのか列記して頂けないでしょうか。</p>	<p>れ、「核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）」、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）」の中で説明しています。</p> <p>これら訓令の中では、再処理施設は使用済燃料の再処理の事業に関する規則第1条の2第1項第2号ハ〜リに掲げる施設であり、使用施設とは原子炉等規制法第52条第2項第7号〜第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設であると説明しています。また同訓令で、施設の故障とは、機器の損傷、機器の誤動作又は作業員の誤操作による正常な施設の状態が損なわれている状態である旨を説明しています。</p>
--	--	---